

J A F 認定審判員規定 細則

(趣旨)

第1条 本細則は、社団法人日本エアロビック連盟（以下「本連盟」という）認定審判員規定で定められた他、必要な事項について定める。

(審判の選任)

第2条 認定競技会及び本連盟が指定する競技会の審判員及び主任審判員は、原則として競技会毎に本連盟審判委員会が選任する。

2. 全日本選手権都道府県大会や都道府県連盟が主催する競技会の審判員及び主任審判員は、都道府県連盟が選任する。

(審判員の責務)

第3条 認定競技会及び本連盟が指定する競技会に任命された審判員は、以下に掲げる事項に従って責務を遂行しなければならない。

- (1) 「JAF 競技・採点規則」を遵守して審判を行わなければならない。
- (2) 認定審判員は、競技会前に行う審判会議に参加しなければならない。
この会議において審判技量が不十分と判断された場合、その任を解く事がある。
- (3) 認定審判員は、競技会開催の開始時間から終了時間まで競技会場から離れてはならない。
- (4) 認定審判員は、競技終了後の審判会議に参加しなければならない。
- (5) 認定審判員は、その任に当たる競技の進行中は常に審判席に着いて各職責に完全に専任しなければならない。万一やむを得ない理由があつて席を離れる場合は、その旨を主任審判員に届けなければならない。
- (6) 認定審判員は、競技会場においてコーチや選手に接触してはならない。また、当該会場以外でも、認定審判員の権威を利用してコーチや選手に対し、不当な言動を行ってはならない。
- (7) 認定審判員は、決められた服装を着用する。
- (8) 認定審判員は、視力を両眼 0.7 以上に調整しておかななければならない。
- (9) 認定審判員は、採点を素早く行い、採点用紙に判読しやすい文字で記入しなければならない。
- (10) 認定審判員は、お互いに独立して採点を行う。サービス中に審判員間で感想や個人的見解など競技内容に関する言及をしてはならない。
- (11) 主任審判員は、前項に該当する不適切な言動を取る認定審判員に対して注意を促し審判団を統制しなければならない。注意後も正されない場合は、競技審判員の任を解き交代させることができる。
- (12) 認定審判員は、審判委員会から当該競技会場における言動等の報告を求められた場合、競技会終了後、書面で採点内容の分析説明や、報告書を提出しなければならない。

(模擬審判)

第4条 認定審判員の審判技術の向上と自己研鑽を目的として、本連盟の認定競技会並びに都道府県選手権大会等において、申告により模擬審判を務めることができる。

2. 模擬審判の申告及び条件等については、競技会毎に定める。

(資格の更新)

第5条 認定審判の資格を更新する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 2年間の資格有効期間内に本連盟が主催する「審判員中央講習会または研修会」や本連盟が委託して開催する審判員講習会、研修会に1回以上参加しなければならない。
- (2) 2年毎に資格更新に必要な所定の登録料を納めなければならない。
- (3) 「JAF 競技・採点規則」の改訂時には、改訂時期から6ヶ月以内に本連盟が主催する2回の指定講習会および研修会のうち1回は参加し、理論及び実技試験に各級で定める最低基準以上の成績で合格する必要がある。ただし、試験の結果により、降格することもある。
また、指定講習会および研修会に参加しない場合は、資格保留となり、以降に開催される新規審判員養成講習会で合格するまで審判活動はできない。
- (4) 2年間の資格有効期間内に「競技ルーティン」が実施される認定競技会や大会において、罰則などを受ける事なく2回以上の審判活動（模擬審判も含む）を行わなければならない。
その活動内容は、昇級の評価対象となる。
- (5) 2年間の資格有効期間内に、最低2回の審判活動を行わなかった場合、現在保持する認定審判員の新規養成講習会に参加しなければならない。

（審判員と選手活動）

第6条 認定審判員が登録選手として認定競技会において選手活動を行う場合は、次の制限を設ける。

- (1) 選手として参加する認定競技会では、同日の審判（模擬審判も含む）はできない。
- (2) 全日本選手権大会の地区大会以上の審判（模擬審判を含む）はできない。
- (3) 全国大会予選となるスポーツエアロビックのフライト部門に参加する場合、他地区で行われるスポーツエアロビックのフライト部門の審判はできない。

（国際審判員資格取得の条件）

第7条 本連盟が認定または認める国際審判員資格の取得については、原則として認定審判員B級以上の資格を有する者とする。

（研修会等の開催）

第8条 認定審判員が資格を利用して各種催事や研修会等を行う場合、原則として開催の2ヶ月前までに本連盟まで開催内容を書面で提出し承認を得なければならない。

（審判員の肖像権等）

第9条 本連盟は、本連盟が主催・主管する競技会において審判員の写真撮影、ビデオ撮影、録音を本人の許可なくして行う権利を有する。また、それらの記録及び審判員名を本人の許可なくして、テレビ・ラジオ・新聞及び出版物等のあらゆる情報伝達手段において使用する権利を有する。

（資格の表示と使用）

第10条 認定審判員は、社団法人日本エアロビック連盟認定「エアロビック審判員」を表示した名刺を作成することができる。但し、本連盟指定のロゴマーク（別添）を指定色またはスミ（一色）で使用し、取得している級について明示しなければならない。

（例）社団法人日本エアロビック連盟認定 エアロビックC級審判員

2. 認定審判員は、当連盟が認定・後援・協力する競技会、イベント、講習会、催事等において、JAF認定「エアロビック審判員」の呼称を肩書きとして使用することができる。
ただし、当連盟が関与しない他団体が主催する競技会、イベント、講習会、催事等に個人として参加する場合、原則として認定審判員の肩書きを使用することはできない。

(附則)

第 11 条 本細則は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

2. 平成 8 年 4 月 1 日改訂
3. 平成 9 年 2 月 1 日改訂
4. 平成 10 年 2 月 1 日改訂
5. 平成 13 年 2 月 1 日改訂
6. 平成 15 年 4 月 1 日改
7. 平成 17 年 2 月 14 日改訂
8. 平成 17 年 4 月 1 日改訂
9. 平成 18 年 4 月 1 日改訂
10. 平成 21 年 4 月 1 日改訂
11. 平成 22 年 4 月 1 日改訂